

令和6年6月6日

第2回廿日市市議会議案
(第2回定例会)

廿日市市

第2回廿日市市議会議案目次

報告第 3 号	令和5年度廿日市市一般会計繰越明許費繰越計 算書	…………… 1
報告第 4 号	令和5年度廿日市市一般会計事故繰越し繰越計 算書	…………… 9
報告第 5 号	令和5年度廿日市市市営住宅事業特別会計繰越 明許費繰越計算書	……… 13
報告第 6 号	令和5年度廿日市市下水道事業会計予算繰越計 算書	……… 17
報告第 7 号	専決処分につき承認を求めることについて	…………… 21
報告第 8 号	専決処分につき承認を求めることについて	…………… 37
報告第 9 号	専決処分につき承認を求めることについて	…………… 43
報告第10号	専決処分につき承認を求めることについて	…………… 47
報告第12号	専決処分事項の報告について	…………… 51
報告第13号	専決処分事項の報告について	…………… 53
議案第51号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正 する条例	……… 55
議案第52号	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の 利用に関する条例の一部を改正する条例	……… 59
議案第53号	廿日市市税条例の一部を改正する条例	…………… 65
議案第54号	廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例	……… 71
議案第55号	廿日市市地方活力向上地域における固定資産税 の不均一課税に関する条例の一部を改正する条 例	……… 75
議案第56号	廿日市市公園条例の一部を改正する条例	…………… 79
議案第57号	廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例	……… 85

議案第 5 8 号	はつかいち市民図書館設置及び管理条例の一部 を改正する条例	…… 8 9
議案第 6 1 号	工事請負契約の締結について	…… 9 3
議案第 6 2 号	工事請負契約の締結について	…… 9 5
議案第 6 3 号	工事請負契約の締結について	…… 9 7
議案第 6 4 号	財産の取得について	…… 9 9
議案第 6 5 号	財産の取得について	…… 1 0 1

報告第3号

令和5年度廿日市市一般会計繰越明許費繰越計算書

令和5年度廿日市市一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月6日提出

廿日市市長 松本太郎

令和5年度廿日市市一般会計

款	項	事業名	金額
② 総務費	1 総務管理費	自主運行バス運営事業 工事請負費、負担金、事務費	円 8,918,000
		地域公共交通等支援事業 補助金	10,500,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳一般事業 委託料、事務費	11,193,000
③ 民生費	1 社会福祉費	職員給与費 職員手当	1,000,000
		物価高騰対応重点支援給付金給付事業 委託料、交付金、事務費	296,200,000
	2 児童福祉費	子育て世帯への物価高騰対策臨時特別給付金給付事業 交付金、事務費	21,205,000
④ 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス感染症対策事業 委託料、事務費	20,400,000
⑤ 農林水産業費	2 林業費	林道整備事業 工事請負費	76,525,000
		3 水産業費	水産業振興事業 委託料
	漁港整備事業負担金 負担金		9,534,000
⑥ 商工費	1 商工費	伝統産業振興事業 委託料	5,701,000
		新型コロナウイルス感染症対策産業振興支援事業 補助金	46,200,000

繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 5,407,000	円	円	円 5,407,000
10,500,000		10,500,000	
11,193,000		11,193,000	
1,000,000		1,000,000	
283,550,000		283,550,000	
7,140,000		7,140,000	
20,400,000		20,400,000	
76,525,000		76,301,000	224,000
5,000,000			5,000,000
5,886,000		3,900,000	1,986,000
1,770,000			1,770,000
46,200,000		36,200,000	10,000,000

款	項	事業名	金額
⑥商工費	1商工費	観光施設管理事業	円
		工事請負費	138,600,000
⑦土木費	2道路橋りょう費	橋りょう維持管理事業	85,722,000
		委託料、工事請負費、補償費	
		道路整備事業	338,692,000
		委託料、工事請負費、用地購入費、補償費	
	3河川費	国・県道整備負担金	7,400,000
		負担金	
	3河川費	歩道整備事業	14,000,000
		工事請負費	
	3河川費	港湾施設整備負担金	19,834,000
		負担金	
	3河川費	海岸保全施設整備負担金	13,400,000
		負担金	
	4都市計画費	市街地整備関連調査事業	7,090,000
		委託料	
		宮島口地区整備事業	355,509,000
委託料、負担金			
街路畑口寺田線5工区整備事業		65,868,000	
用地購入費、補償費			
街路佐方線整備事業	5,392,000		
負担金			
公園整備事業	132,384,000		
委託料、工事請負費、事務費			

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円	円	円	円
137,176,000			137,176,000
85,722,000		66,029,000	19,693,000
315,206,000		291,083,000	24,123,000
7,341,000			7,341,000
14,000,000		14,000,000	
12,488,000	81,000	8,100,000	4,307,000
10,002,000		9,200,000	802,000
5,823,000			5,823,000
350,693,000		271,304,000	79,389,000
48,229,000		44,127,000	4,102,000
4,245,000		2,500,000	1,745,000
115,378,000	34,000	108,300,000	7,044,000

款	項	事業名	金額
⑦土木費	6 砂防費	急傾斜地崩壊対策事業 委託料、工事請負費	円 139,200,000
		急傾斜地崩壊対策県負担金 負担金	25,621,000
⑨教育費	2 小学校費	小学校リニューアル事業 工事請負費	760,313,000
	5 社会教育費	文化財保存・保護事業 補助金	2,500,000
		伝統的建造物群保存推進事業 用地購入費、建物購入費	14,379,000
	6 保健体育費	学校給食施設維持管理事業 工事請負費	45,133,000

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 139,200,000	円	円 122,417,000	円 16,783,000
17,950,000		16,100,000	1,850,000
760,313,000		536,544,000	223,769,000
2,500,000			2,500,000
12,366,000		7,150,000	5,216,000
45,133,000		16,557,000	28,576,000

報告第4号

令和5年度廿日市市一般会計事故繰越し繰越計算書

令和5年度廿日市市一般会計において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定により、別紙のとおり事故繰越ししたから、同法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告する。

令和6年6月6日提出

廿日市市長 松本太郎

令和5年度廿日市市一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳	
				支出済額	支出未済額
⑥ 商工費	1 商工費	包ヶ浦自然公園 管理事業 委託料	円 10,613,414	円	円 10,613,414

事故繰越し繰越計算書

支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			説 明
		既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一般財源	
円	円 10,613,414	円	円	円 10,613,414	高付加価値旅行者向け 宿泊施設の誘致に係る 業務委託について、業 務の完了の確認が困難 となり、年度内に支出 が終わらなかったため

報告第 5 号

令和 5 年度廿日市市市営住宅事業特別会計繰越明許費繰越計
算書

令和 5 年度廿日市市市営住宅事業特別会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

令和5年度廿日市市市営住宅事業

款	項	事業名	金額
① 市営住宅事業費	1 市営住宅事業費	市営住宅等管理事業 工事請負費	円 62,133,000

特別会計繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 62,133,000	円	円 59,661,000	円 2,472,000

報告第6号

令和5年度廿日市市下水道事業会計予算繰越計算書

令和5年度廿日市市下水道事業会計予算を別紙繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したから、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和6年6月6日提出

廿日市市長 松本太郎

令和5年度廿日市市下水道

地方公営企業法第26条第1項

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
①資本的支出	1 建設改良費	管渠建設事業	円 1,472,823,000	円 1,090,347,634	円 343,051,000
		ポンプ場建設事業	662,900,000	0	662,000,000
		処理場建設事業	1,251,896,000	29,860,450	1,199,120,000

事業会計予算繰越計算書

の規定による建設改良費の繰越額

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
建設企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金等			
円 230,310,000	円 112,685,000	円 56,000	円 39,424,366	円	<p>工事請負費 北部幹線築造工事外7件</p> <p>補償金 佐方本町地区公共下水道整備工事に伴う水道管移設補償外3件</p> <p>関連工事、地元との調整及び工法変更により期間を要したことや国の令和5年度一般会計補正予算（第1号）に対応した工事のため</p>
385,180,000	229,320,000	47,500,000	900,000		<p>委託料 廿日市市公共下水道根幹的施設（扇ポンプ場）建設工事委託外3件</p> <p>入札不調により期間を要したことや国の令和5年度一般会計補正予算（第1号）に対応した委託のため</p>
628,710,000	570,406,000	4,000	22,915,550		<p>委託料 廿日市市公共下水道根幹的施設（廿日市浄化センターその9）建設工事委託外4件</p> <p>入札不調により期間を要したため</p>

報告第7号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和6年6月6日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 専決処分の内容 廿日市市税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 令和6年3月30日

廿日市市税条例の一部を改正する条例

廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第71条第2項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によつて」を「により」に改める。

附則第7条の4の次に次の3条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下であ

る所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除

前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてははなし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてははなし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分

割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合には、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

- 第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1

号において同じ。) からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額 (以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。) がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額 (特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額 (特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。) を控除した額をいう。以下この号において同じ。) を2で除して得た金額 (当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。) をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額 (以下この項において「第1期分金額」という。) に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額 (以下この項において「普通徴収対象税額」という。) 並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額 (以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。) は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額 (当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。) に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額 (以下こ

の項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収

対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除し

た額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「及び附則第7条の5第1項」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同条第13項を削り、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第15項を第14項とし、第16項を第15項とする。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12

項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税

標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の廿日市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正され、市民税、固定資産税等に係る改正規定が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第8号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和6年6月6日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 専決処分の内容 廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 令和6年3月30日

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例

廿日市市都市計画税条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第2項とし、附則第4項を附則第3項とする。

附則第5項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第4項とする。

附則第6項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項中「附則第5項」を「附則第4項」に、「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「附則第5項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「附則第5項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都

市計画税の課税標準額)」を削り、同項を附則第9項とし、附則第11項を附則第10項とする。

附則第12項中「附則第10項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第13項中「附則第5項及び第7項」を「附則第4項及び第6項」に、「附則第5項及び第8項」を「附則第4項及び第7項」に、「第6項、第8項及び第9項」を「第7項及び第8項」に、「附則第8項から第10項まで」を「附則第7項から第9項まで」に、「附則第10項」を「附則第9項」に、「附則第11項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第14項中「第35項」を「第34項」に、「第38項、第39項若しくは第46項」を「第37項若しくは第45項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第15項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項を附則第14項とし、附則中第16項を第15項とし、第17項を第16項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の廿日市市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用

に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(大野町及び宮島町の編入に伴う廿日市市税条例及び廿日市市都市計画税条例の適用の特例に関する条例の一部改正)

- 4 大野町及び宮島町の編入に伴う廿日市市税条例及び廿日市市都市計画税条例の適用の特例に関する条例（平成17年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「附則第15項」を「附則第16項」に改める。

(提案理由)

地方税法の一部が改正され、都市計画税に係る改正規定が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市都市計画税条例の一部を改正するなどの必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第9号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和6年6月6日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 専決処分の内容 廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 令和6年3月30日

廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置に係る改正規定が令和6年4月1日から施行されたことなどに伴い、廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第10号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和6年6月6日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 専決処分の内容 廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 令和6年3月30日

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険税条例（昭和35年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第19条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の廿日市市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税に係る改正規定が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第12号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月6日

廿日市市長 松本 太郎

1 専決処分の内容 工事請負契約の変更について

令和4年議案第79号により議決を得た宮浜温泉3号源泉掘削工事の請負契約の請負金額を次のように変更する。

「3 請負金額 231,000,000円」を「3 請負金額 229,575,500円」に改める。

2 専決処分年月日 令和6年3月25日

(参考事項)

令和4年議案第79号により議決を得た宮浜温泉3号源泉掘削工事の請負契約については、一部設計変更により請負金額を変更する必要が生じたので、専決処分したものである。

報告第13号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月6日

廿日市市長 松本 太郎

1 専決処分の内容 工事委託契約の変更について

令和4年議案第58号により契約を締結することについて議決を得た後、令和5年議案第95号により委託契約の変更について議決を得た山陽新幹線広島・新岩国間衣越こ線道路橋修繕工事の委託契約の委託金額を次のように変更する。

「3 委託金額 228,339,214円」を「3 委託金額 226,362,614円」に改める。

2 専決処分年月日 令和6年3月25日

(参考事項)

令和4年議案第58号により契約を締結することについて議決を得た後、令和5年議案第95号により委託契約の変更について議決を得た山陽新幹線広島・新岩国間衣越こ線道路橋修繕工事の委託契約については、西日本旅客鉄道株式会社との協定後、数量が減少したことにより、委託金額を変更する必要が生じたので、専決処分したものである。

議案第51号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和6年6月6日

廿日市市長 松本 太郎

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和42年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(10) 災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当）

第12条 災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、大規模な災害として規則で定める災害において、規則で定める応急作業等に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき1,080円（午後10時から翌日の午前5時までの間に従事した場合にあつては、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。

(提案理由)

地震等の大規模な災害により被災した地域での作業に従事する場合に、当該作業の危険性及び特殊性を考慮し、災害応急作業等手当を支給するため、この条例案を提出するものである。

議案第52号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和6年6月6日

廿日市市長 松本 太郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を
改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務（法第19条第8号に規定するものをいう。以下同じ。）」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「法第19条第8号に規定する利用特定個人情報」に改める。

別表第1中4の項を8の項とし、3の項を6の項とし、同項の次に次のように加える。

7 市長	小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
------	---------------------------------------

別表第1中2の項を5の項に、1の項を4の項とし、同表に1の項から3の項までとして次のように加える。

1 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による産後ケア事業に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による介護サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の14の項中「（平成9年法律第123号）」を削り、同表の16の項中「外国人生活保護関係情報」を「障害者関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税法その他の地方税に

関する法律に基づく条例の規定により算出した税額若しくはその算定の基礎となる情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報」に改め、同表の17の項中「（平成24年法律第65号）」を削り、同表の21の項中「（昭和40年法律第141号）」を削り、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」を「介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報」に改め、同項を同表の25の項とし、20の項を23の項とし、同項の次に次のように加える。

24 市長	小児慢性特定疾病 児童日常生活用具 の給付に関する事 務であって規則で 定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、 住民票関係情報又は外国人生活保護 関係情報であって規則で定めるもの
-------	---	---

別表第2の19の項を22の項とし、同表の18の項中「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額若しくはその算定の基礎となる情報（以下「地方税関係情報」という。）」を「地方税関係情報」に改め、「（昭和28年法律第245号）」、「（昭和33年法律第128号）」及び「（昭和37年法律第152号）」を削り、「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）」を「住民票関係情報」に改め、同項を同表の21の項とし、同表の17の項の次に次のように加える。

18 市長	母子保健法による	生活保護関係情報、地方税関係情報、
-------	----------	-------------------

	産後ケア事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	介護保険法による介護サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報、国民年金法、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新たに個人番号を利用することができる事務等を追加することにより、一層の市民の利便性の向上と事務の効率化を図るとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことから、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第53号

廿日市市税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和6年6月6日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市税条例の一部を改正する条例

廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第3号中「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により同条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金及び」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則第7条の7の次に次の1条を加える。

（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第3項中「及び附則第7条の5第1項」を「、附則第7条の5第1項及び前条」に、「とする」を「と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2中第15項を第17項とし、第14項を第16項とし、第13項を第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2中第7項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第16条の3第3項第5号中「附則第7条の5」の次に「及び附則第7条の8」を加え、「同条第1項」を「附則第7条の5第1項及び附則第7条の8」に改める。

附則第16条の4第3項第5号中「附則第7条の5」の次に「及び附則第7条の8」を加え、「同条第1項」を「附則第7条の5第1項及び附則第7条の8」に改める。

附則第17条第3項第5号中「附則第7条の5」の次に「及び附則第7条の8」を加え、「同条第1項」を「附則第7条の5第1項及び附則第7条の8」に改める。

附則第18条第5項第5号中「附則第7条の5」の次に「及び附則第7条の8」を加え、「同条第1項」を「附則第7条の5第1項及び附則第7条の8」に改める。

附則第19条第2項第5号中「附則第7条の5」の次に「及び附則第7条の8」を加え、「同条第1項」を「附則第7条の5第1項及び附則第7条の8」に改める。

附則第20条第2項第5号中「附則第7条の5」の次に「及び附則第7条の8」を加え、「同条第1項」を「附則第7条の5第1項及び附則第7条の8」に改める。

附則第20条の2第2項第5号中「附則第7条の5」の次に「及び附則第7条の8」を加え、「同条第1項」を「附則第7条の5第1項及び附則第7条の8」に改め、同条第5項第5号中「附則第7条の5」の次に「及び附則第7条の8」を加え、「同条第1項」を「附則第7条の5第1項及び附則第7条の8」に改める。

附則第20条の3第2項第5号中「附則第7条の5」の次に「及び附則第7条の8」を加え、「同条第1項」を「附則第7条の5第1項及び附則第7条の8」に改め、同条第5項第5号中「附則第7条の5」の次に「及び附則第7条の8」を加え、「同条第1項」を「附則第7条の5第1項及び附則第7条の8」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日
- (2) 第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の廿日市市税条例第34条の7第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第3号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正されたことなどに伴い、市民税及び固定資産税に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 5 4 号

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例

廿日市市都市計画税条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則中第16項を第17項とし、第15項を第16項とし、第14項を第15項とする。

附則第13項中「第37項」の次に「、第38項」を加え、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第4項及び第6項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に、「附則第7項から第9項まで」を「附則第8項から第10項まで」に、「附則第9項の「農地」を「附則第10項の「農地」に、「附則第9項の「前年度分」を「同項の「前年度分」に、「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とし、附則中第10項を第11項とし、第9項を第10項とする。

附則第8項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第7項とし、附則中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

3 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
(大野町及び宮島町の編入に伴う廿日市市税条例及び廿日市市都市計画税条例の適用の特例に関する条例の一部改正)
- 3 大野町及び宮島町の編入に伴う廿日市市税条例及び廿日市市都市計画税条例の適用の特例に関する条例（平成17年条例第37号）の一部を次のように改正する。
第2条第4項中「附則第16項」を「附則第17項」に改める。

(提案理由)

地方税法の一部が改正されたことに伴い、都市計画税に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 5 5 号

廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 6 月 6 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税
に関する条例の一部を改正する条例

廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税の措置を延長するため、この条例案を提出するものである。

議案第56号

廿日市市公園条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和6年6月6日

廿日市市長 松本太郎

廿日市市公園条例の一部を改正する条例

廿日市市公園条例（昭和63年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2 佐伯総合スポーツ公園野球場の第2号ア中「370円」を「500円」に、「670円」を「920円」に、「750円」を「990円」に、「1,370円」を「1,840円」に改め、同号イの次に次のように加える。

ウ 更衣室

区 分	利用料金の範囲（1時間までごとに）	
	小人が利用する場合	大人が利用する場合
更 衣 室	400円から 740円まで	800円から 1,480円まで

備考

- 1 1室のみを利用する場合の利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲に2分の1を乗じて得た額の範囲とする。
- 2 利用時間を超過して利用する場合の超過時間に係る利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲に5分の1を乗じて得た額（スポーツ以外の目的に利用する場合は、5倍の額に5分の1を乗じて得た額）を加算した額の範囲とする。
- 3 スポーツ以外の目的に利用する場合の利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲（1室のみを利用する場合は、備考1で定める利用料金の範囲とする。備考4において同じ。）の5倍の額の範囲とする。
- 4 利用者が入場者から入場料等を徴収する場合の利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲（スポーツ以外の目的に利用する場合は、備考3で定める利用料金の範囲とする。）に利用者が徴収する入場料等の最高の額の10倍（小人の利用のため専用する場合にあつては5倍）に相当する額を加算した額

の範囲とする。

5 この表において、「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にないものをいう。

6 小人及び大人の共同利用のため利用する場合の利用料金の範囲は、大人の利用のため利用する場合の利用料金の範囲とする。

7 利用料金の額の範囲に10円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り上げるものとする。

エ トレーナー室

区 分	利用料金の範囲（1時間までごとに）	
	小人が利用する場合	大人が利用する場合
ト レ ー ナ ー 室	270円から 490円まで	530円から 980円まで

備考

- 1 1室のみを利用する場合の利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲に2分の1を乗じて得た額の範囲とする。
- 2 利用時間を超過して利用する場合の超過時間に係る利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲に5分の1を乗じて得た額（スポーツ以外の目的に利用する場合は、5倍の額に5分の1を乗じて得た額）を加算した額の範囲とする。
- 3 スポーツ以外の目的に利用する場合の利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲（1室のみを利用する場合は、備考1で定める利用料金の範囲とする。備考4において同じ。）の5倍の額の範囲とする。
- 4 利用者が入場者から入場料等を徴収する場合の利用料金の範

囲は、この表に定める利用料金の範囲（スポーツ以外の目的に利用する場合は、備考3で定める利用料金の範囲とする。）に利用者が徴収する入場料等の最高の額の10倍（小人の利用のため専用する場合にあつては5倍）に相当する額を加算した額の範囲とする。

5 この表において、「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にないものをいう。

6 小人及び大人の共同利用のため利用する場合の利用料金の範囲は、大人の利用のため利用する場合の利用料金の範囲とする。

7 利用料金の額の範囲に10円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り上げるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の廿日市市公園条例別表第2佐伯総合スポーツ公園野球場の第2号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に施設等の利用の許可を受ける者に係る利用料金について適用し、施行日前に当該許可を受けた者に係る利用料金については、なお従前の例による。

(提案理由)

佐伯総合スポーツ公園野球場の改修に伴い、新設する附属設備の利用料金の額を定めるなどの改正を行おうとするものである。

議案第 57 号

廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 6 月 6 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令において家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、職員配置基準に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第58号

はつかいち市民図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和6年6月6日

廿日市市長 松本 太郎

はつかいち市民図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例

はつかいち市民図書館設置及び管理条例（平成8年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「及びはつかいち市民大野図書館」を削り、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) はつかいち市民大野図書館

ア イに掲げる施設以外の施設

(ア) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(イ) 館内整理日（1月4日及び12月を除く毎月第4木曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日とする。）

(ウ) 特別整理日（毎年14日以内で教育委員会が定める日）

イ PC・ビジネスコーナー

12月29日から翌年の1月3日までの日

第6条第2項中「を変更し、又は臨時に休館する」を「以外の日図書館の全部若しくは一部を休館し、又は休館日に図書館の全部若しくは一部を開館する」に改める。

第8条第2項の表中

第6条第1項 第2号エ	教育委員会	指定管理者
	定める	あらかじめ教育委員会の承認を得て定める

を

第6条第1項 第2号ア(ウ)	教育委員会	指定管理者
	定める	あらかじめ教育委員会の承認を得て定める

第6条第1項	教育委員会	指定管理者
第3号エ	定める	あらかじめ教育委員会の承認を得て定める

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

図書館施設の利用に係る利便性の向上を目的として、休館日に関する規定の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第61号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり佐方小学校管理特別教室棟長寿命化改修工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 工 事 名 佐方小学校管理特別教室棟長寿命化改修工事
- 2 工事場所 廿日市市佐方10番地1
- 3 請負金額 373,780,000円
- 4 請 負 者 廿日市市桜尾二丁目8番3号
占部建設工業株式会社広島支店
取締役支店長 山 本 知

(提案理由)

佐方小学校管理特別教室棟長寿命化改修工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第62号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり廿日市市スポーツセンター外壁改修（2期）工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 工事名 廿日市市スポーツセンター外壁改修（2期）工事
- 2 工事場所 廿日市市串戸六丁目1番1号
- 3 請負金額 147,347,200円
- 4 請負者 広島市西区中広町三丁目18番7号
株式会社 サンゼオン
代表取締役 佐々木 聡

(提案理由)

廿日市市スポーツセンター外壁改修（２期）工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が１億５，０００万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第63号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり市道堂垣内広池山線道路改良工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 工事名 市道堂垣内広池山線道路改良工事
- 2 工事場所 廿日市市上平良地内
- 3 請負金額 253,000,000円
- 4 請負者 廿日市市佐方本町4番31号
株式会社 松山
代表取締役 松山 龍二

(提案理由)

市道堂垣内広池山線道路改良工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第64号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

廿日市市長 松本 太郎

1 財産の表示

品名 小型ノンステップバス

数量 1台

2 取得価格 24,627,900円

3 相手方 廿日市市串戸一丁目2番11号
有限会社 廿日市モータース
代表取締役 上野 寿幸

(提案理由)

おおのハートバスの運行に使用する車両を取得しようとするものであり、
買い入れようとする車両の予定価格が2,000万円以上であることから、
市議会の議決を求めるものである。

議案第65号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

廿日市市長 松本 太郎

1 財産の表示

品名 高度救命処置用資機材

数量 2組

2 取得価格 33,880,000円

3 相手方 広島市中区上幟町11番3号

日本船舶薬品株式会社広島営業所

所長 黒川 順司

(提案理由)

廿日市消防署及び大野消防署に配備する高規格救急自動車に積載する高度救命処置用資機材を取得しようとするものであるが、買い入れようとする高度救命処置用資機材の予定価格が2,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。